

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北薩福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(各会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が各会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、下記事項により支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。(私有自動車使用においては別表3により算定する)

3 旅費日当として別表2を基準として支給できる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成27年 1月 1日より適用する
- 2 この規定は、平成29年 4月 1日より適用する。
- 3 この規程は、令和 3年 6月 1日より適用する。

別表1（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事会、評議員会出席報酬等	11,140円	5,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	11,140円	5,000円

別表2（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	16,710円	5,000円
理事業務報酬等	11,140円	5,000円
監事監査指導報酬等	11,140円	5,000円

別表3（私有自動車公務使用時算出表）

区分	普通自動車及び 小型自動車	軽自動車
新車の場合 1kmに付	40円	35円
中古車の場合 1kmに付	35円	30円

※ 購入5年以下を新車とする。